

する損害賠償請求について、審理・決定をすることができる「損害賠償命令制度」が創設された（平成20年12月1日施行）。損害賠償命令制度については、平成22年12月末までに465件の申立てがあり、そのうち401件が終局した*2。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

(1) 振り込め詐欺等の被害者の救済

振り込め詐欺やヤミ金融などの被害者の財産的被害の迅速な回復などを目的とした「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（平成19年法律第133号、通称「振り込め詐欺救済法」）が平成20年6月より施行されている。

この法律に基づき、金融機関において、振込みを伴う犯罪に利用された預貯金口座の失権手続及び被害回復分配金の支払手続を実施している（平成22年度末までに、被害者に対して返金された額の累計は約44億円）。

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 犯罪被害救援基金による奨学事業

財団法人犯罪被害救援基金において、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与などを行っている。

(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度

法務省において、証人などが危害を加えられた場合などに、各種給付を行っている。

種類 年次	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和36年	2	4,050	1	6,528	-	-	-	-
昭和39年	-	-	-	-	1	1,020,000	1	61,200
昭和44年	1	35,204	1	19,813	-	-	-	-
昭和58年	1	5,050	-	-	-	-	-	-
平成18年	1	37,610	-	-	-	-	-	-

提供：法務省

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(3) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察庁において、都道府県警察に対して、パンフレット、ポスター、インターネット上

のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう指導している。また、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導している。

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

今後とも都道府県警察に対して、犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導していく。

犯罪被害者等給付金の申請・裁定・決定状況

区分	年度別	20年度	21年度	22年度	前年比
申請に係る被害者数(人)		462	589	585	-4
裁定に係る被害者数(人)		407	566	563	-3
	支給裁定に係る被害者数	388	538	534	-4
	不支給裁定に係る被害者数	19	28	29	1
仮給付決定に係る被害者数(人)		5	7	8	1
裁定金額(百万円)		907	1,277	1,311	34

提供：警察庁

(*2) 最高裁判所事務総局の資料による。

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

都道府県警察において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により支給し、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(5) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

警察庁において、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和した。

さらに、平成21年10月、親族犯の犯罪のうち、配偶者からの暴力事案について特に必要と認められる場合には、全額支給ができるように特例規定の見直しを行った。

(6) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

内閣府において、推進会議の下に、「経済的支援に関する検討会」を設置し、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源などについて検討を行った。

同検討会においては、平成19年9月に犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充やカウンセリングについての配慮などを内容とする最終取りまとめを行った。

警察庁において、3つの検討会の最終取りまとめを踏まえ、平成20年2月1日、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（同年4月11日成立、同月18日公布。平成20年法律第15号）。この改正により、休業による損害を考慮した額が重傷病給付金（又は遺族給付金）に加算されることとされたほか、改正法に基づく政令により重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金や生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金が引き上

犯罪被害給付制度



げられるなど、給付水準の拡充が図られている（同年7月1日施行）。

(7) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）：22年度 112百万円、23年度 114百万円）。

今後も、都道府県警察に対して、本制度の適切な運用を指導していく。

(8) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、犯罪被害者であることをもって保険診療を拒むことは法律上認められていないため、今後とも、その旨の保険医療機関への周知を徹底するとともに、仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者等の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

(9) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により一部負担している。

(10) オウム真理教犯罪被害者等の救済

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（議員立法）が、平成20年6月11日に可決、成立し、同月18日に公布された（同年12月18日施行。平成20年法律第80号）。

同法に基づき、オウム真理教による一定の犯罪行為（松本サリン事件、地下鉄サリン事件など）によって死亡した被害者の遺族には2千万円、当該犯罪行為により障害が残った被害者にはその障害の程度に応じて最高3千万円、当該犯罪行為により傷病を負った被害者にはその傷病の程度に応じて最高100万円が支給されている（P53 コラム3「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律について」参照）。

コラム3

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律について

平成20年6月、地下鉄サリン事件等のオウム真理教による犯罪行為の被害者又はその遺族に対して国から給付金を支給することを内容とした「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」案が第169回通常国会に議員立法として提出され、衆参両院の全会一致で可決・成立し、同年12月18日より施行されています。

ここでは、本法の概要、施行状況等について説明します。

第1 概要

1 趣旨

本法は、

- 地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のものであること
 - オウム真理教がテロ実行能力を形成する過程でこれに立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていること
- 等を踏まえ、国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにすることにかんがみ、これらの被害者等に対して給付金を支給するものです。

2 オウム真理教犯罪被害者等給付金

オウム真理教による対象犯罪行為（次の表のとおり）により、

- 死亡した者の遺族
- 障害が残った者（当該犯罪行為によらないで死亡したときは、その遺族）
- 傷病を負った者（同上）

に対して、国からオウム真理教犯罪被害者等給付金が支給されます（法第2条第1項及び第3条第2項）。

〈対象犯罪行為〉

- 国の統治機構を破壊する等の主義の下に行われた悪質かつ重大なテロ行為
 - ・ 松本サリン事件（平成6年6月27日～28日にかけて発生）
 - ・ 地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生）
- オウム真理教がテロ実行能力を形成する過程でこれに立ち向かった方々が犠牲となったもの
 - ・ 弁護士及びその妻子の殺害事件（平成元年11月4日発生）
 - ・ サリンを使用した弁護士の殺人未遂事件（平成6年5月9日発生）
 - ・ VXを使用した殺人未遂事件（平成6年12月2日発生）
 - ・ VXを使用した殺人事件（平成6年12月12日発生）
 - ・ VXを使用した殺人未遂事件（平成7年1月4日発生）
 - ・ 公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件（平成7年2月28日～3月1日発生）

3 給付金の額

被害者が受けた被害の類型に応じて、次の額が支給されます（法第5条第1項）。

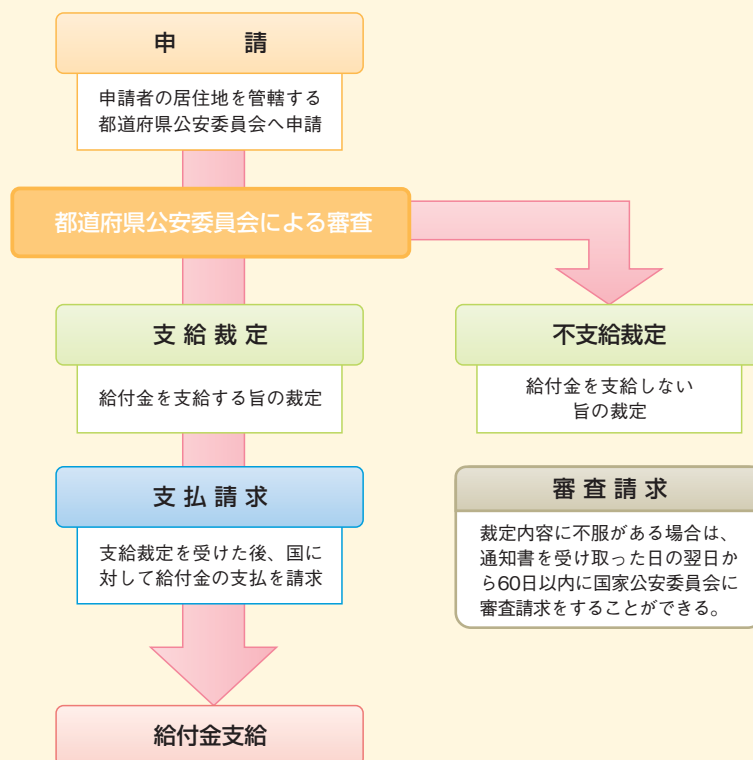
① 死亡	2,000万円
② 障害（注）	
イ 介護を要する障害（障害等級第1・2級で常時又は随時介護を要するもの）	3,000万円
ロ 重度の障害（同上第1～3級で、イ以外のもの）	2,000万円
ハ その他の障害（同上第4～14級）	500万円
③ 傷病（死亡・障害をもたらすものを除く。）	
イ 重傷病（通院加療1月以上の傷病）	100万円
ロ 重傷病以外の傷病（通院加療1日以上1月未満の傷病）	10万円

（注）障害等級は、オウム犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年
国家公安委員会規則第20号）の別表に定められています。

4 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行い、その公安委員会による裁定を受けなければなりません（法第6条第1項）。また、申請の受付は、各都道府県警察の本部又は警察署で行っていましたが、平成22年12月17日までで終了しました。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、申請することができます（法第6条第3項）。

給付金支給までの流れ



第2 法の施行状況

1 申請・裁定・支給状況

平成23年3月31日現在、警察において把握している被害者等約6,600人のうち、約99%に対しこの制度について教示し、約92%から申請を受け付け、申請済みの被害者等の約99.6%に対して総額約29億9,000万円の給付金を支給しています。

被害類型別申請・裁定・支給状況（平成23年3月31日現在）

被害類型（給付額）	申請	裁定	支給
死亡（2,000万円）	25件	25件	25件
障害	要介護（3,000万円）	6件	6件
	重度（2,000万円）	5件	1件
	その他（500万円）	125件	125件
傷病	重傷病（100万円）	1,258件	1,211件
	その他（10万円）	4,665件	4,702件
合計	6,084件	6,078件 （うち不支給8件）	6,062件 （総額：299,080万円）

※1 申請、裁定、支給それぞれの件数の差は手続中であることによる。

※2 申請、裁定、支給については、それぞれ同一被害者の遺族申請3件を含む。

2 周知措置

(1) 各種広報の実施

警察庁において作成した広報用ポスターを市役所、町役場等の公共施設、協力いただいた民間施設等に広く掲示するとともに、広報用パンフレットを各都道府県警察の本部、警察署等の警察施設に備え付けることにより、本給付金の制度について周知しています。また、都道府県警察においては、パンフレット等を街頭で配布する、テレビ・ラジオのスポット広報を活用するなど、各種の広報活動を積極的に実施しました。

(2) 個別通知等の実施

警察庁において、本法に基づき公務所等から提供を受けた被害者に関する資料に登載されている被害者又はその遺族に対して、本給付金の制度に関する案内文及び広報用パンフレットを郵送することにより、当該制度につき個別に通知したほか、外務省や各国大使館等の協力を得て、海外在住の被害者に対しても本給付金の制度教示を実施しました。

(3) 都道府県警察による申請の呼びかけ

都道府県警察において、本法に基づき公務所等から提供を受けた被害者に関する資料において対象犯罪行為により死亡したとされている被害者の遺族及び障害が残ったとされている被害者に対して個別に訪問し、本給付金の制度について説明を行ったほか、申請期限1か月前の平成22年11月17日に全国410か所で、警察職員、被害者支援団体等約3,600人体制でチラシ配布等の一斉の広報キャンペーンを実施するなど、より多くの被害者等が本法により救済されるよう申請を呼びかけました。



(1) 犯罪被害救援基金による犯罪被害者等に対する支援金支給事業

財団法人犯罪被害救援基金において、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援

金を支給する事業を実施している。

(12) 診断書料・死体検案書料の公費負担

海上保安庁において、犯罪被害に係る事件の立証上診断書または死体検案書が必要とされる場合は、診断書等の取得に必要な作成費用を公費により負担している。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 公営住宅への優先入居等

国土交通省において、平成17年度、配偶者からの暴力被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能とするとともに、犯罪被害者等について公営住宅への優先入居や目的外使用などに係るガイドラインを策定して、事業主体の判断により優先入居を実施するとともに、入居に関する情報提供を警察庁と連携して行っている。

独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体

から、機構賃貸住宅の借り上げなどの要請があった場合は、柔軟に対応していく。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(2) 一時避難場所の確保

警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借り上げに要する経費：22年度 32百万円、23年度 16百万円）。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、母子家庭の母などが犯罪被害等により求職活動に困難を伴う場合に、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業（「試行雇用奨励金」の支給）を実施している。平成22年度（1月まで）の支給実績（母子家庭の母等試行雇用奨励金全体）は、93人に対し約1,300万円であった。

公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

犯罪被害者等の雇用管理に関する相談などについては、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う中小企業事業主などに対する雇用管理の改善に関する相談業務（<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>）の中で実施することとしているが、平成23年